



証券コード：1379

第62回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時

開催場所

長野県長野市南堀138番地1
当社本社大会議室

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行
使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時30分まで

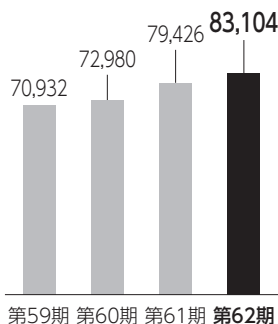
ホクト株式会社

2025年3月期 決算ハイライト

売上高

831億04百万円

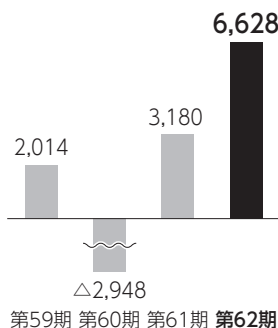
(単位：百万円)



営業利益

66億28百万円

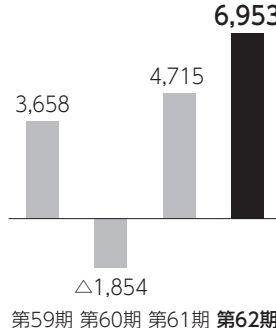
(単位：百万円)



経常利益

69億53百万円

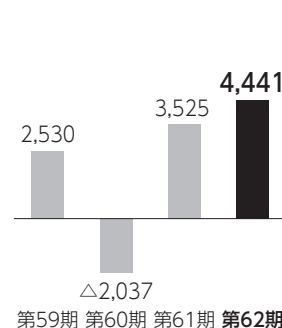
(単位：百万円)



親会社株主に帰属する 当期純利益

44億41百万円

(単位：百万円)

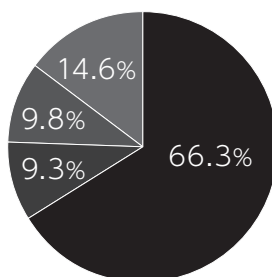


事業別売上高

化成品事業
121億34百万円
(前期比0.9%増)

加工品事業
81億58百万円
(前期比8.8%増)

海外きのこ事業
77億11百万円
(前期比2.2%減)



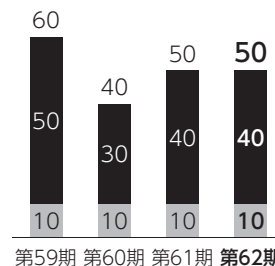
国内きのこ事業
551億00百万円
(前期比5.9%増)

1株当たりの配当金

50円

(単位：円)

■ 中間期
■ 通期



第59期 第60期 第61期 第62期

※61期の通期配当のうち5円は記念配当

証券コード 1379
2025年6月5日
(電子提供措置開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

長野県長野市南堀138番地1
ホクト株式会社
代表取締役社長 水 野 雅 義

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.hokto-kinoko.co.jp>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「企業・IR」「投資家の皆様へ」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/1379/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ホクト」または「コード」に当社証券コード「1379」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県長野市南堀138番地1
当社本社大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
3. 書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をお送りいたします。
4. なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
ホクト株式会社
株主総会日 議決権の数 XX 股
X X X X 年 X X 月 X X 日

議案番号	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

ログイン用QRコード
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本
ホクト株式会社

➔ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 ➔ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➔ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➔ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➔ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➔ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

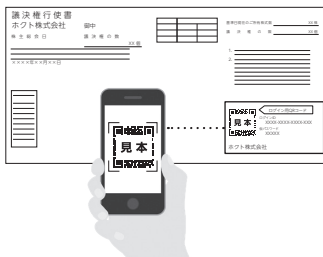
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

～株主総会インターネット参加のご案内～

株主総会の視聴方法

本株主総会では、専用サイト（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）により、オンラインで総会の模様をライブ視聴いただくことができます。本サイトをご利用にあたっての操作方法や注意事項等につきまして、以下の通りご案内申し上げます。

株主総会ライブ配信日時

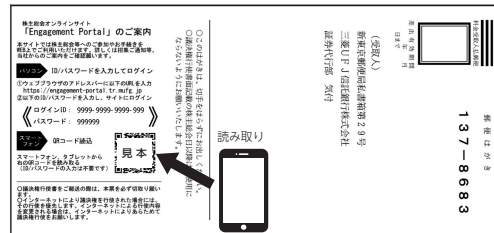
2025年6月20日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

Engagement Portal のログイン方法

本招集ご通知とあわせてお送りのご案内用紙をご参照の上、ログインください。



※ご案内用紙はイメージです。

■ご留意事項

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

■スマートフォン、タブレットからのアクセス方法

左記のご案内用紙のQRコード（※）を読み取ってください。
ログインID・パスワードの入力は不要です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■パソコンからのアクセス方法

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

ログイン画面に左記のご案内用紙にあるログインIDとパスワードを入力し、利用規約をご確認の上、「ログイン」ボタンをクリックください。



※システムメンテナンスのため、毎日午前2時30分から午前4時30分まで及び日曜日・月曜日の午前0時から午前5時までにつきましては、本サイトをご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

■ログインや本サイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
「Engagement Portal」サポート専用ダイヤル
TEL 0120-676-808

（通話料無料／土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで）

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策と位置づけております。経営体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金40円

配当総額 1,272,555,200円

なお、すでに中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、これを加えますと年間の配当金は1株につき50円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日といたしたいと存じます。

取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下の通りであります。

候補者番号 1

みずの まさよし
水野 雅義

再任

生年月日

1965年9月18日

所有する当社の株式数

599,072株

取締役会出席状況

14/14回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 当社入社
1995年 6 月 当社常務取締役九州支店長
1997年 6 月 当社専務取締役きのこ生産本部長
2000年 4 月 当社専務取締役管理本部長
2003年 4 月 当社専務取締役きのこ販売本部長
2005年 6 月 当社取締役副社長
2006年 7 月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

ホクト産業株式会社代表取締役会長
HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役会長
台湾北斗生技股份有限公司董事
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役
長野商工会議所会頭

取締役候補者とした理由

同氏は取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、豊富な経験と見識を有しています。代表取締役に就任して19年、経営全般を適切に管理、統括していることから、取り巻く環境が変化する中、今後も取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。

候補者番号

2

いな とみ
稲 富

さとし
聡

再 任

生年月日

1962年9月5日

所有する当社の株式数

5,400株

取締役会出席状況

14/14回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月 当社入社
1999年 4 月 当社さのこ総合研究所開発研究室長
2012年 4 月 当社さのこ総合研究所長
2017年 6 月 当社取締役さのこ総合研究所長
2019年 4 月 当社取締役開発研究本部長
2023年 4 月 当社取締役生産本部長
2025年 4 月 当社取締役常務執行役員生産本部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社アーデン取締役

取締役候補者とした理由

同氏は入社以来研究部門を歩み、専門的知識と豊富な経験を有しており、さのこ総合企業としての当社の企業価値向上に有用な人材であります。その見識を活かし取締役として今後も適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。

候補者番号

3

な か だ こう へ い
中 田 康 平

康 平

新 任

生年月日

1964年10月31日

所有する当社の株式数

677株

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2014年 2 月 株式会社みずほ銀行業務監査部副部長
2018年11月 当社入社 経理部長
2022年 4 月 当社執行役員経理部長
2025年 4 月 当社執行役員財務本部長兼経理部長（現任）

（重要な兼職の状況）

PT HOKTO INDONESIA MATERIALS監査役

取締役候補者とした理由

同氏は金融機関での業務経験が豊富で造詣が深く、専門的な見地から経営的な鋭い視点で管理、監督の重要な任務を担ってまいりました。その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。

候補者番号 4

さとう よしゆき
佐藤 由幸

新任

生年月日

1967年6月30日

所有する当社の株式数

677株

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年 4 月 当社入社
2016年 4 月 当社第四営業部長
2021年 4 月 当社執行役員第二営業部長
2023年 4 月 当社執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は営業部門における豊富な業務経験と幅広い顧客との人脈を有しており、変動の激しい市場において戦略的な思考で管理、監督の重要な任務を担ってまいりました。その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。

候補者番号 5

はら あきら
原 明

新任

生年月日

1973年12月10日

所有する当社の株式数

677株

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 4 月 当社入社
2010年 4 月 ホクト産業株式会社包装資材部長
2014年10月 ホクト産業株式会社松本支店長
2019年 4 月 ホクト産業株式会社新潟支店長
2021年 4 月 当社社長室長
2022年 4 月 当社執行役員社長室長
2024年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2025年 4 月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画部長（現任）

（重要な兼職の状況）

HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役社長
台湾北斗生技股份有限公司董事長
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役
Mushroom Wisdom, Inc.取締役
株式会社サン・メディカ取締役

取締役候補者とした理由

同氏は幅広い分野での多様な業務経験と高い知見を有しており、卓越したリーダーシップで管理、監督の重要な任務を担ってまいりました。その見識を活かし取締役として適切な職務遂行ができると判断し取締役候補者としております。

候補者番号 6

きた むら はる お
北村 晴男

再任

社外

独立

生年月日

1956年3月10日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

14/14回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 北村法律事務所開設
2003年 9 月 弁護士法人北村法律事務所代表弁護士
（現 弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所）
2013年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は弁護士としての専門的な知識と豊富な経験、実績を有しており、客観的視点から、子会社の経営方針等コーポレートガバナンスに対する確かな意見を発信し、取締役会の意思決定に関与しております。過去に直接経営に関与した経験はありませんが、今後とも業務執行者から独立した客観的立場で会社運営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号 7

こ たけ たか こ
小竹 貴子

【戸籍上の氏名：齋藤貴子】

再任

社外

独立

生年月日

1972年9月6日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

14/14回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4 月 有限会社コイン 入社
（現 クックパッド株式会社）
2008年 7 月 執行役
2010年 7 月 社長室長
2012年 2 月 クックパッド株式会社 退社
2013年 6 月 当社社外取締役（現任）
2016年 4 月 クックパッド株式会社 入社
広報部、編集部 本部長（現任）
2018年 6 月 フリユー株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は食及び料理に関する高い知見を有する一方、豊富なビジネス経験を活かし、マーケティングや、女性活躍のための職場環境づくりといった視点等で会社運営の活性化に資する意見を発信しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後とも業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

い け だ じゅん
池 田 潤

再 任

社 外

独 立

生年月日

1975年1月29日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

14/14回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年 4 月	株式会社日本交通公社 入社 (現 株式会社 J T B)
2006年 2 月	株式会社ジェイティービー 退社 (現 株式会社 J T B)
2006年 3 月	ヤフー株式会社 入社 (現 L I N E ヤフー株式会社)
2014年 4 月	組織・人材開発部長
2017年 4 月	P D企画部長
2019年10月	ビジネスパートナー P D本部長
2021年 4 月	Zホールディングス株式会社 組織人事部長 (現 L I N E ヤフー株式会社)
2021年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2023年 9 月	Zホールディングス株式会社 退社
2023年10月	株式会社インターメスティック 入社 執行役員 C H R O 人事戦略本部長 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は組織・人事部門で組織開発・ダイバーシティ推進・働き方改革等に長年携わっております。過去に直接経営に関与した経験はありませんが、その見識を活かし、人材開発・組織の活性化等の面でその手腕を発揮し、業務執行者から独立した客観的立場で会社運営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって北村晴男氏が12年、小竹貴子氏が12年、池田潤氏が4年となります。
4. 当社は、取締役との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する内容の補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、中田康平氏、佐藤由幸氏及び原明氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。第2号議案の承認可決を条件として、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合には、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役神田芳夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、以下の通りであります。

候補者

かん だ よし お
神 田 芳 夫

再 任

生年月日

1954年8月27日生

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

14/14回（100％）

監査役会出席状況

14/14回（100％）

（注）1. 候補者との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、神田芳夫氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する内容の補償契約を締結しており、神田芳夫氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。第3号議案の承認可決を条件として、神田芳夫氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2012年 6 月 長野信用金庫常勤監事

2016年 7 月 信和商事株式会社代表取締役

2017年 6 月 当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は監査業務に関する豊富な知識と経験を活かし、常勤監査役として業務の執行状況に対し適切な監査を遂行してまいりました。監査役としての役割・責任を今後も適切に果たすことができると判断し、監査役候補者としております。

＜ご参考＞取締役会におけるスキルマトリックス(第2号議案、第3号議案が承認可決された場合)

氏名	役職	企業経営・ 専門的知見	生産技術・ 研究開発	営業・マー ケティング	財務・金融	法務・労務	国際性・ 多様性	内部統制・ リスク管理
水野 雅義	代表取締役	○	○	○	○			○
稲富 聡	取締役	○	○					○
中田 康平	取締役				○		○	○
佐藤 由幸	取締役	○		○				
原 明	取締役	○					○	
北村 晴男	社外取締役	○				○		○
小竹 貴子	社外取締役	○		○			○	
池田 潤	社外取締役	○				○	○	
神田 芳夫	常勤監査役				○			○
池澤 実	社外監査役				○		○	○
竹鼻 賢一	社外監査役				○			○
土屋 孝二	社外監査役				○		○	○

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要、企業の設備投資の増加などにより、景気は緩やかな回復基調を維持しましたが、一方、継続する物価上昇や米国の関税政策による影響の懸念などもあり、先行きは不透明な状況にあります。

このような経済環境の中、当社グループは、「きのこで健康を届けることを使命に市場と消費を拡大する」「利益の創出と企業の社会的責任を両立する」という経営ビジョンの下、健康食材である「きのこ」を事業の中心に据え、その研究開発、生産、販売を通してより多くの皆様へおいしさと健康をお届けできるよう事業活動を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高831億4百万円（前期比4.6%増）、営業利益66億28百万円（同108.4%増）、経常利益69億53百万円（同47.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益44億41百万円（同26.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度の主要きのこの生産量（連結ベース）は、ブナピーを含めブナシメジ46,728 t（前期比1.9%減）、エリンギ16,682 t（同1.0%減）、マイタケ15,592 t（同1.5%減）となりました。

当連結会計年度の各セグメントの概況は以下の通りであります。

「国内きのこ事業」

生産部門におきましては、原材料価格、電力費、荷造包装費、人件費などの製造原価が大幅に上昇する中、コスト削減に取り組むとともに、衛生管理をより徹底し、品質の向上と安定栽培に努め、安全・安心なきのこを生産してまいりました。

開発研究部門におきましては、商品品質の向上、付加価値の高い新商品や新品種の開発、及びきのこの薬理効果や機能性の追求に取り組んでまいりました。

営業部門におきましては、きのこ需要を喚起すべく、健康・美容・スポーツを3本柱とした「きのこで菌活」を提唱し、鮮度に拘った営業活動を行ってまいりました。販売面では、少雨と寒さの影響などにより、全般的に平年より多くの野菜が供給不足の状況となり野菜相場が高い水準で推移した結果、きのこの価格も堅調な動きとなりました。

なお、昨年10月に発生しました上田第一きのこセンターの火災により、ブナシメジの国内生産量・販売量が減少しております。

以上の結果、国内きのこ事業全体の売上高は551億円（前期比5.9%増）、セグメント利益は69億94百万円（同78.8%増）となりました。

「海外きのこ事業」

米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」におきましては、全ての顧客を対象に実施した値上げの影響を受けた受注減もあり、売上高・営業利益は計画未達となりましたが、利益率の高い新規顧客開拓に着実に取り組んだ結果、昨年実績対比では大幅な営業利益の改善を実現しております。台湾の現地法人「台灣北斗生技股份有限公司」におきましては、冬場と旧正月の需要期に寒波が到来したことで、需要が拡大し高い販売単価を維持した結果、増収増益となりました。マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」におきましては、一部の期間を除き、年間を通して売上が低調に推移した結果、売上高、営業利益は昨年に比べ改善したものの、計画比ではともに未達となりました。

以上の結果、海外きのこ事業全体の売上高は77億11百万円（同2.2%減）、セグメント利益は11億56百万円（同34.9%増）となりました。

「加工品事業」

加工品事業におきましては、きのこ加工品（水煮・冷凍）の販売とともに、新商品の開発、市場開拓に取り組んでまいりました。外食部門とデリカ・中食向け商品が好調だった他、コンビニエンスストアできのこ定番メニューが採用となり、販売量が伸びました。通信販売では、健康食品とレトルト食品は苦戦しましたが、乾燥きのこの販売が好調に推移いたしました。また、子会社の株式会社アーデンにおきましては、得意先各社からの受注量に濃淡がありましたが、売上高・営業利益ともにほぼ計画通りとなりました。

以上の結果、加工品事業の売上高は81億58百万円（同8.8%増）、セグメント利益は3億74百万円（同27.3%増）となりました。

「化成品事業」

包装資材分野におきましては、環境意識が高まる中、リサイクル製品・バイオマス製品などの環境包材や、食品ロス削減に繋がる機能性容器包装などの提案営業に取り組みました。工業資材分野におきましては、半導体・自動車関連部品メーカー向け販売など一部に回復の動きが見られたものの、全体としては一進一退の状況が続きました。農業資材分野におきましては、きのこ生産者向けの栽培原料販売は順調に推移しましたが、機械設備の販売は苦戦いたしました。また、自社製品の製造・販売に重点的に取り組み、順調に推移しております。

以上の結果、化成品事業の売上高は121億34百万円（同0.9%増）、セグメント利益は3億37百万円（同68.9%増）となりました。

事業区分別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第62期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第61期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	前期比 増減率 (%)
	金 額	金 額	
国 内 き の こ 事 業	55,100	52,010	5.9
海 外 き の こ 事 業	7,711	7,887	△2.2
加 工 品 事 業	8,158	7,498	8.8
化 成 品 事 業	12,134	12,029	0.9
合 計	83,104	79,426	4.6

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- ② 重要な設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 重要な資金調達の状況
総額10,019百万円の新株予約権付社債を発行いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第59期 2022年3月期	第60期 2023年3月期	第61期 2024年3月期	第62期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	70,932	72,980	79,426	83,104
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,658	△1,854	4,715	6,953
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)	2,530	△2,037	3,525	4,441
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	80.26	△64.43	111.19	140.63
総 資 産 (百万円)	104,933	104,897	103,505	107,620
純 資 産 (百万円)	54,509	50,955	54,824	56,808
1株当たり純資産額 (円)	1,726.24	1,609.46	1,728.17	1,817.38

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第59期 2022年3月期	第60期 2023年3月期	第61期 2024年3月期	第62期 (当事業年度) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	49,090	49,796	54,584	57,867
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,425	△3,219	5,234	5,869
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,595	△2,811	4,000	3,577
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	50.62	△88.91	126.16	113.27
総 資 産 (百万円)	97,078	95,744	93,590	97,227
純 資 産 (百万円)	53,013	48,768	52,909	54,169
1株当たり純資産額 (円)	1,678.88	1,540.37	1,667.80	1,732.95

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 の 内 容
ホクト産業株式会社	200百万円	100%	化成品の製造・販売
株式会社アーデン	1,000百万円	100%	レトルトパウチ食品の製造
HOKTO KINOKO COMPANY	45,000千米ドル	100%	きのこの生産・販売
台灣北斗生技股份有限公司	700百萬元	100%	きのこの生産・販売
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	73百万リンギット	100%	きのこの生産・販売
株式会社サン・メディカ	10百万円	100%	サプリメントの企画・販売
Mushroom Wisdom, Inc.	9千米ドル	100%	サプリメントの製造・販売
PT HOKTO INDONESIA MATERIALS	70,000百万ルピア	100%	きのこの生産原料の調達・製造

(注) 1. HOKTO KINOKO COMPANYは、2025年3月25日付で増資を行い、資本金が増加しております。

2. HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.は、2024年6月25日付で増資を行い、資本金が増加しております。

3. PT HOKTO INDONESIA MATERIALS の議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要などにより、緩やかな回復基調にあります。アメリカの関税政策による世界的な景気後退懸念、中東地域における紛争の長期化、円安や物価高の影響など、不透明な状況が続くものと想定されます。このような環境下において、当社グループは、「きのこで健康を届けることを使命に市場と消費を拡大する」「利益の創出と企業の社会的責任を両立する」という経営ビジョンのもと、お客様に安全・安心なより良いきのこを提供し、収益の向上に努めてまいります。

各部門の今後の取り組みは以下の通りです。

国内きのこ事業の生産部門におきましては、引き続ききのこの品質向上と安定栽培に努め、安全・安心かつ利便性の高いより良いきのこを生産してまいります。また、生産オペレーションの効率化に加え、調達原料・資材コストの最適化にも取り組むことで、営業利益率の向上を目指してまいります。営業部門におきましては、鮮度重視の営業に注力するとともに、エリアとアイテムの2軸できめ細かな営業・マーケティング戦略を立案・遂行することで、売上成長と収益性向

上を同時に実現してまいります。また、きのこの健康成分の訴求活動による拡販、SNSを活用した認知向上、量販店舗でのプロモーションなどにより、高付加価値商品の成長を加速させてまいります。開発研究部門におきましては、生産性の高い栽培技術の開発、新たな品種開発や品種改良、きのこの薬理効果や機能性の研究に引き続き注力するとともに、きのこ以外の新商品の開発にも取り組んでまいります。

海外きのこ事業におきましては、それぞれの進出エリアにおいて、個別の戦略を強化してまいります。米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」におきましては、マーケティング活動の強化と工場生産の最適化により、販売量の維持・拡大と収益性の向上を両立させるとともに、成長機会を捉えた積極的な投資を実現してまいります。台湾の現地法人「台灣北斗生技股份有限公司」は、市場リーダーとして高い収益性を維持しておりますが、高付加価値商品の販売やOEM商品内製化による更なる収益性の向上を目指してまいります。マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」においては、原価削減の取組みを継続するとともに、営業体制強化による工場稼働率の向上に注力し、早期の黒字化を目指してまいります。

加工品事業におきましては、業務用・市販用加工品の販売を促進し顧客ニーズを捉え、新たな付加価値を持つ魅力ある新商品開発を通じて事業を拡大してまいります。加えて、レトルト食品製造子会社アーデンの収益性強化を図り、併せて隣接きのこ領域での新規事業開発にも取り組んでまいります。

化成品事業におきましては、取引先の課題解決を通じて新たな需要を取り込みつつ、高品質で安定した製造体制を訴求して売上の拡大に努めてまいります。また、価格の見直しや仕入れ管理の強化により、利益率の改善を目指してまいります。

当社グループ全体としましては、各事業で目標を実現していくため、組織再編・人材採用・DXを伴う全社的な経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、エネルギーマネジメントや循環型社会の実現への活動を推進することで、脱炭素を着実に進めてまいります。

当社グループは、コーポレートメッセージ「しあわせ栽培」の旗のもと、だれもがより健やかに笑顔で毎日を送れるように、健康という「しあわせ」の胞子を飛ばし、「しあわせ」を栽培しつづけることをお約束いたします。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
国内きのこ事業	日本国内におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケ等の生産及び販売
海外きのこ事業	海外におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケ等の生産及び販売
加工品事業	レトルトパウチ食品の製造及び販売、サプリメントの企画及び販売
化成品事業	包装資材の製造及び販売、農業資材の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

	事業所名	所在地
ホクト株式会社	本社	長野県長野市南堀
	きのこ総合研究所	長野県長野市大字下駒沢
	東京支店	東京都品川区南大井
	大阪支店	大阪府茨木市別院町
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区栄
	広島営業所	広島県福山市三之丸町
	苫小牧きのこセンター	北海道苫小牧市あけぼの町
	宮城きのこセンター	宮城県大崎市古川上中目
	新潟きのこセンター	新潟県新発田市藤塚浜
	赤沼きのこセンター	長野県長野市大字赤沼
	青木島きのこセンター	長野県長野市青木島町大塚
	更埴きのこセンター	長野県千曲市大字土口
	上田きのこセンター	長野県上田市塩川
	佐久きのこセンター	長野県佐久市大字志賀字寄山
	小諸きのこセンター	長野県小諸市大字和田
	大町きのこセンター	長野県大町市大字大町
	富山きのこセンター	富山県富山市八尾町保内
	静岡きのこセンター	静岡県菊川市嶺田
	三重きのこセンター	三重県多気郡多気町西山字釜ノ口
	広島きのこセンター	広島県三原市大和町下徳良
	香川きのこセンター	香川県東かがわ市大内
	八女きのこセンター	福岡県八女市今福
ホクト産業株式会社	広川きのこセンター	福岡県八女郡広川町大字日吉
	八女東きのこセンター	福岡県八女市大字山内
	黒木きのこセンター	福岡県八女市黒木町本分
	城島きのこセンター	福岡県久留米市城島町浮島
	本豊野工場	長野県長野市南堀
株式会社アーデン HOKTO KINOKO COMPANY	松本支店	長野県長野市豊野町浅野
	麻績工場	長野県東筑摩郡山形村
	新潟潟支店	長野県東筑摩郡麻績村日
	上田支店	新潟県新潟市東区卸新町
	九州農業資材課	長野県上田市大字国分
株式会社アーデン HOKTO KINOKO COMPANY		福岡県八女郡広川町大字日吉
台湾北斗生技股份有限公司 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	本社	長野県小諸市大字森山
株式会社サン・メディアカ	本社	米国 カリフォルニア州
Mushroom Wisdom, Inc.	本社	台湾 屏東縣長治郷徳和村研發
PT HOKTO INDONESIA MATERIALS	本社	マレーシア ネグリセンビラン州
		東京都港区高輪
		米国 ニュージャージー州
		インドネシア 北スマトラ州

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内きこの事業	1,013名 (2,228名)	19名減 (40名減)
海外きこの事業	16名 (331名)	2名減 (18名減)
加工品事業	167名 (48名)	2名増 (1名減)
化成品事業	150名 (95名)	5名増 (4名増)
合 計	1,346名 (2,702名)	14名減 (55名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは（ ）内に連結会計年度末人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,040名 (2,227名)	19名減 (42名減)	40.2歳	14.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは（ ）内に事業年度末人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	11,988百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,197百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,448百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,418百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,000百万円

(注) 1. 借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。
2. 株式会社八十二銀行からの借入金残高は、従業員持株ESOP信託による借入金残高を含んでおります。従業員持株ESOP信託は、当社と一体であるとする会計処理をしております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 33,359,040株
- ③ 株主数 55,050名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社北斗	5,960千株	18.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,170千株	10.0%
株式会社八十二銀行	1,575千株	5.0%
公益財団法人水野美術館	1,500千株	4.7%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	927千株	2.9%
ホクト従業員持株会	666千株	2.1%
水野雅義	599千株	1.9%
キッセイ薬品工業株式会社	499千株	1.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口・80122口）	472千株	1.5%
三木産業株式会社	443千株	1.4%

(注) 当社は、自己株式1,545,260株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、当社「役員報酬B I P信託」（83,237株）、「従業員持株会信託型E S O P」（472,200株）の保有する当社株式を含めておりません。

⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 11,634株	3名
社外取締役	当社普通株式 1,296株	3名

【当社の執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分について】

2024年11月14日の取締役会決議により執行役員に対して次の通り、譲渡制限付株式として自己株式の処分をいたしました。

1.払込期日	2025年3月28日
2.処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式6,770株
3.処分価額	1株につき1,773円
4.処分価額の総額	12,003,210円
5.割当予定先	委任型執行役員3名 2,031株 雇用型執行役員7名 4,739株

当社は、本自己株式処分に当たり、対象執行役員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたしました。

（ア）譲渡制限期間

対象者は、本譲渡制限期間中、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（イ）譲渡制限の解除条件

対象者が、2025年3月28日（払込期日）から2026年3月31日までの間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の執行役員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、本役務提供期間中に、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社執行役員の地位を喪失した場合、本譲渡制限期間満了時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（ウ）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を

当然に無償で取得する。

(エ) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(オ) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は2019年6月21日開催の第56回定時株主総会において、当社の取締役（国外居住者を除く）を対象に中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、取締役向け株式報酬制度の導入を決議いたしました。本制度では、「役員報酬BIP信託」と称される仕組みを採用いたします。なお、2025年3月31日現在、「役員報酬BIP信託」の保有する自己株式数は83,237株であります。

また、当社は2024年11月14日開催の取締役会において、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会信託型ESOP」の導入を決議いたしました。なお、2025年3月31日現在、「従業員持株会信託型ESOP」が保有する自己株式数は、472,200株であります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年3月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下の通りであります。

新株予約権付社債の残高	10,019百万円
新株予約権の数	49個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）	5,208,291株
転換価額	1,920円
新株予約権を行使することができる期間	2024年4月6日から2029年4月5日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。割当先は2024年4月6日から2024年10月6日までの期間は本新株予約権を行使しないものとする。

（注）社債の額面金額（9,999,920,000円）を転換価額（1,920円）で除して得られた最大整数で表示しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	水 野 雅 義	ホクト産業株式会社代表取締役会長 HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役会長 台灣北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役 長野商工会議所会頭
専 務 取 締 役	高 藤 富 夫	管理本部長 株式会社アーデン監査役 台灣北斗生技股份有限公司監察人 株式会社サン・メディカ監査役
取 締 役	稲 富 聡	生産本部長 株式会社アーデン取締役
取 締 役	北 村 晴 男	
取 締 役	小 竹 貴 子	
取 締 役	池 田 潤	
常 勤 監 査 役	神 田 芳 夫	
監 査 役	池 澤 実	
監 査 役	竹 鼻 賢 一	
監 査 役	土 屋 孝 二	

- (注) 1. 取締役北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏は、社外取締役であります。
2. 監査役池澤実氏、竹鼻賢一氏及び土屋孝二氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神田芳夫氏、監査役竹鼻賢一氏及び土屋孝二氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏、監査役池澤実氏、竹鼻賢一氏及び土屋孝二氏を東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	報酬等の種類別の額		
			金銭報酬	株式報酬 (固定)	株式報酬 (業績連動)
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	134百万円 (24百万円)	110百万円 (21百万円)	11百万円 (2百万円)	13百万円 －
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	32百万円 (14百万円)	32百万円 (14百万円)	－ －	－ －
合 計	10名	167百万円	142百万円	11百万円	13百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第46回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役0名）であります。また、上記報酬限度額とは別枠で、2019年6月21日開催の第56回定時株主総会において、株式報酬等の額として3事業年度の限度額を230百万円以内、株式数の上限を年49,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）であります。
3. 交付された株式の状況等は「2.会社の現況（1）株式の状況⑤」に記載の通りです。

【取締役等の報酬に関する事項】

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各責務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬（業績連動株式報酬及び固定株式報酬により構成される）により構成され、担当職務、年度業績、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長、社外取締役、常勤監査役で構成する報酬諮問委員会にて協議の上、取締役会より一任された代表取締役社長水野雅義が決定しております。委任された理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、その権限を行使するに際しての裁量の範囲は特段の制限はないものとしております。また、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。上述の基本方針は、2022年5月13日開催の取締役会において決議しております。取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【業績連動報酬等に関する事項】

当社は、取締役を対象に、中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的とし、株式報酬制度を導入しております。業績連動部分に関しましては、業績連動報酬に係る指標である「連結売上高営業利益率」及び「連結当期純利益」の達成度に応じてポイントを付与することとしております。この指標を選定した理由としましては、当社グループは安定的な増収・増益を基本目標とし、より高い収益性を確保するという経営観点を重視しているためであります。報酬額の水準については、外部専門機関の調査等を踏まえて、同一地域及び同規模の企業との比較の上、優秀な経営人材を確保するため競争力のある水準を設定し、固定報酬と業績連動報酬の割合を決定しております。そして、上述２つの指標の達成度に応じて０％～１５０％の範囲で業績連動報酬（ポイント）を決定いたします。

また当事業年度の指標目標につきましては、連結売上高営業利益率４．１％及び連結当期純利益２，４４０百万円としておりましたが、目標に対する実績につきましては、連結売上高営業利益率は８．０％、連結当期純利益は４，４４１百万円であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 補償契約の内容の概要

当社と取締役水野雅義氏、高藤富夫氏、稲富聡氏、北村晴男氏、小竹貴子氏、池田潤氏及び監査役神田芳夫氏、池澤実氏、竹鼻賢一氏、土屋孝二氏は、会社法第４３０条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失がある場合には、補償の対象としないこととしております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第４３０条の３第１項に規定する、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、２０２５年７月に更新の予定であります。

【保険契約の内容の概要】

1. 被保険者の範囲

当社及び子会社に所属する取締役、監査役及び執行役員

2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3. 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）に補償されます。

4. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置

被保険者の私的な利益供与や犯罪行為等による賠償責任に対しては、補償対象外の免責条項が付されております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北村 晴男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知見に基づく専門性と見識を活かし、営業・生産活動上の課題及び連結子会社の運営へのアドバイス等、業務執行者から独立した客観的立場で意思決定に関し適切な助言・提言を行っております。
取締役	小竹 貴子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。食及び料理の分野に精通する女性取締役として、消費者の動向に関する情報提供及び営業戦略上のアドバイス等、適切な意見を発信しています。また、女性取締役の立場から、女性活躍のための職場環境づくりについての助言・提言を行っております。
取締役	池田 潤	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。異業種で培った人材開発・組織開発等に関する知見を活かし、人と組織の面から事業を成長させる視点で、組織の活性化等に対し適切な意見を発信しています。業務執行者から独立した客観的立場で意思決定に関し適切な助言・提言を行っております。
監査役	池澤 実	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。国内外の企業における経営や海外事業の経験及び知見に基づく視座から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	竹鼻 賢一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。銀行及び証券会社の経営に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づく適切な意見を発信することで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	土屋 孝二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。金融機関における経営者及び役職員としての豊富な経験を活かし、業務執行上の課題に対し、適切な意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保し、継続的な改善を目指すための体制の概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則等に基づき適切な運営を行う。
- ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定する。取締役は、他の取締役と情報共有を図るとともに相互に業務執行状況を監督する。
- ハ. 監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務の執行を監査する。また、内部監査部署は社長直属の組織として内部監査を実施する。
- ニ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制が継続的に機能する体制を構築する。
- ホ. 全社的な遵法意識の高揚とコンプライアンス違反行為等の未然防止を図るため、行動規範・行動指針を定め、コンプライアンス・マニュアルを策定する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、実践する。
- ヘ. コンプライアンス違反行為等やその恐れがある場合には、業務上の報告経路の他、個別の事案に関する相談又は報告ができるよう「内部通報制度」を定め、事態の迅速な把握と是正を図る体制を整える。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- ロ. 関連規程については、必要に応じて随時見直し等の改善を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程において、損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に管理する統括組織としてリスク管理委員会を設置する。
- ロ. リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価を行い、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定め、損害の拡大を最小限に抑える体制の構築と運用に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営について取締役会規則に定めるとともに、原則として取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時開催する。
- ロ. 取締役の業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において職務分掌・職務権限を定めるとともに、必要に応じこれらの規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の管理は、子会社管理規程、子会社管理規程実施要領等による。親会社に対する報告頻度や報告先、内容等を定めることにより、当社グループにおける業務の適正確保と子会社取締役職務の法令への適合性・効率性を確保するとともに、子会社損失のリスク管理を図る。
- ロ. 規程管理規程に、コンプライアンス・マニュアル等を含む当社制定の規程の範囲が子会社に及ぶことを明記し、コンプライアンス・プログラムについても当社グループ全体で展開する。
- ハ. 子会社に対しては、当社監査部による内部監査を実施する。

⑥監査役の監査に関する体制

- イ. 監査役による監査の実効性を担保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数及び求められる資質について協議の上、適任と認められる人員を配置する。また、監査役を補助すべき使用人については、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行うものとし、当該使用人の人事異動、処遇については監査役の同意を得るものとする。
- ロ. 監査役の監査を実効性の高いものとするため、取締役会以外にも経営審議会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。また、代表取締役と密に意思疎通を図る。
- ハ. 内部監査部署は常に、その内部監査の結果知り得た情報を監査役に伝達する。また、監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

- 二. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査役に報告する。
- ホ. 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス違反や当社グループに対し著しい損害を及ぼす恐れのある事案を知った場合は、速やかに内部通報規程に基づき所定の報告を行う。内部通報窓口部署は監査役に当該内容を報告する。なお、内部通報を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう規程に明記する。
- ヘ. 監査役が職務の執行のため、会社法に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑦反社会的勢力の排除に向けた体制

- イ. 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとることを取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ. 当社グループは反社会的勢力との関係を遮断・排除し、業務の適正を確保するため、関係行政機関等からの情報収集に努める。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保し、継続的な改善を目指すための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

①取締役の業務の執行

当社は、業務の適正を確保するため、当事業年度に取締役会を14回開催し、経営上の重要事項を協議、決定しております。経営戦略や経営計画等の基本方針及び当社の事業推進に当たり、対処すべき課題の対処方法等について、社外役員(社外取締役3名、社外監査役3名)を交え、自由な意見交換のもとで議論をしており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能は適切に遂行されていると判断しております。その他、毎週1回開催される常勤役員会におきまして、担当取締役及び執行役員より担当業務の執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、組織横断的な意思の疎通を図っており、出席役員は担当取締役及び執行役員からの報告に対して必要に応じて指摘、意見を述べております。

また、取締役、監査役、執行役員、部長で構成される経営審議会(3カ月に1度)を開催し、経営戦略、経営計画の他、部長会(経営審議会開催月を除き毎月開催)において議題となった経営課題を含め、当社グループが直面している諸課題についてスピーディーに審議、対応しております。

②監査役の業務の執行

当社は、業務の適正を確保するために、当事業年度に監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しております。取締役会、経営審議会等、重要な会議にも参加し積極的に意見を述べるとともに、担当取締役との意見交換を実施、また、必要に応じ各所課に出向き、部長他社員と面談、意見交換をしております。

監査役間及び社外取締役とも情報共有、意見交換しながら連携を図る一方、監査法人とも随時、情報共有、意見交換を実施して課題の把握と解決に努めております。

③リスク管理

当社は、リスク管理規程を定め、適切なリスクコントロールを行っております。また、当社の業務の適正化を確保し、継続的な改善を目指すことを目的とし、内部統制基本方針に則り、そのシステム構築を図っております。

④コンプライアンスに対する取り組み

当社は、内部統制システム構築のため、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等を制定する一方、コンプライアンス実践の統括機関として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会(以下 委員会)を設置しております。委員会はコンプライアンス活動計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、全社的な活動を展開しております。

また、管理本部内にコンプライアンス担当者(以下 担当者)を配置し、コンプライアンス・プログラムに基づき研修・啓蒙活動等を行い、各所課から定期的実践に関する報告を受け、取りまとめ委員会に報告しております。

委員会は担当者からの報告を受け、必要に応じて取締役会に報告し、取締役会は課題解決に対し真摯に取り組む体制としております。

監査役は取締役に対する業務監査等において、その職務遂行の適切性を監査する他、監査部の定例監査において、各所課のコンプライアンス・プログラムの運用の有効性等を検証、評価しております。

当社は、内部通報制度を制定し、コンプライアンス違反あるいはその恐れのある事象を知った場合には、直接社長室及び管理本部長に報告、相談ができる体制としており、事態の迅速な把握と是正に努めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	38,621
現金及び預金	16,323
受取手形	314
売掛金	6,770
有価証券	6,989
商品及び製品	2,221
仕掛品	4,254
原材料及び貯蔵品	1,086
その他	668
貸倒引当金	△7
固定資産	68,998
有形固定資産	56,796
建物及び構築物	72,019
機械装置及び運搬具	70,088
工具器具及び備品	2,322
土地	14,581
建設仮勘定	691
その他	478
減価償却累計額	△103,385
無形固定資産	136
投資その他の資産	12,065
投資有価証券	8,374
繰延税金資産	653
退職給付に係る資産	1,773
その他	1,409
貸倒引当金	△146
資産合計	107,620

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	24,823
支払手形及び買掛金	1,730
電子記録債務	4,087
短期借入金	7,097
一年内返済予定の長期借入金	3,282
未払法人税等	1,542
賞与引当金	1,288
火災損失引当金	147
その他	5,647
固定負債	25,988
新株予約権付社債	10,015
長期借入金	12,672
繰延税金負債	1,383
退職給付に係る負債	333
資産除去債務	1,035
役員株式給付引当金	78
その他	468
負債合計	50,811
(純資産の部)	
株主資本	54,420
資本金	5,500
資本剰余金	5,727
利益剰余金	47,044
自己株式	△3,851
その他の包括利益累計額	2,387
その他有価証券評価差額金	2,768
為替換算調整勘定	△732
退職給付に係る調整累計額	352
純資産合計	56,808
負債純資産合計	107,620

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		83,104
売上原価		59,344
売上総利益		23,760
販売費及び一般管理費		17,132
営業利益		6,628
営業外収益		
受取利息	89	
受取配当金	199	
助成金収入	43	
受取地代家賃	112	
その他	131	575
営業外費用		
支払利息	122	
為替差損	47	
和解金	2	
減価償却費	30	
その他	47	251
経常利益		6,953
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	2
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	42	
減損損失	151	
投資有価証券評価損	2	
火災損失	725	923
税金等調整前当期純利益		6,031
法人税、住民税及び事業税	1,595	
法人税等調整額	△4	1,590
当期純利益		4,441
親会社株主に帰属する当期純利益		4,441

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	26,619
現金及び預金	9,625
受取手形	6
売掛金	3,744
有価証券	6,989
商品及び製品	1,027
仕掛品	3,710
貯蔵品	574
その他	939
貸倒引当金	△0
固定資産	70,608
有形固定資産	43,663
建物	50,819
構築物	4,173
機械及び装置	56,991
車両及び運搬具	1,170
工具器具及び備品	1,425
土地	12,130
建設仮勘定	540
減価償却累計額	△83,587
無形固定資産	83
ソフトウェア	74
その他	9
投資その他の資産	26,861
投資有価証券	8,192
関係会社株式	9,824
関係会社長期貸付金	6,355
長期前払費用	92
前払年金費用	1,316
その他	1,093
貸倒引当金	△14
資産合計	97,227

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	18,953
買掛金	97
電子記録債務	1,627
短期借入金	6,850
一年内返済予定の長期借入金	3,084
未払金	3,546
未払費用	418
未払消費税等	286
未払法人税等	1,381
預り金	323
賞与引当金	1,031
火災損失引当金	147
その他	158
固定負債	24,105
新株予約権付社債	10,015
長期借入金	12,078
繰延税金負債	1,091
役員株式給付引当金	78
資産除去債務	744
その他	96
負債合計	43,058
(純資産の部)	
株主資本	51,454
資本金	5,500
資本剰余金	5,727
資本準備金	5,692
その他資本剰余金	35
利益剰余金	44,078
利益準備金	761
その他利益剰余金	43,316
別途積立金	33,500
繰越利益剰余金	9,816
自己株式	△3,851
評価・換算差額等	2,715
その他有価証券評価差額金	2,715
純資産合計	54,169
負債純資産合計	97,227

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		57,867
売上原価		39,655
売上総利益		18,211
販売費及び一般管理費		13,040
営業利益		5,171
営業外収益		
受取利息	182	
受取配当金	306	
助成金収入	37	
受取地代家賃	77	
貸倒引当金戻入益	291	
その他	73	968
営業外費用		
支払利息	107	
為替差損	99	
減価償却費	30	
その他	32	270
経常利益		5,869
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	2
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	0	
減損損失	151	
関係会社株式評価損	147	
投資有価証券評価損	2	
火災損失	725	1,028
税引前当期純利益		4,843
法人税、住民税及び事業税	1,349	
法人税等調整額	△83	1,265
当期純利益		3,577

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

ホクト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐 平
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホクト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホクト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

ホフト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
松本事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大野 祐 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 井 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホフト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

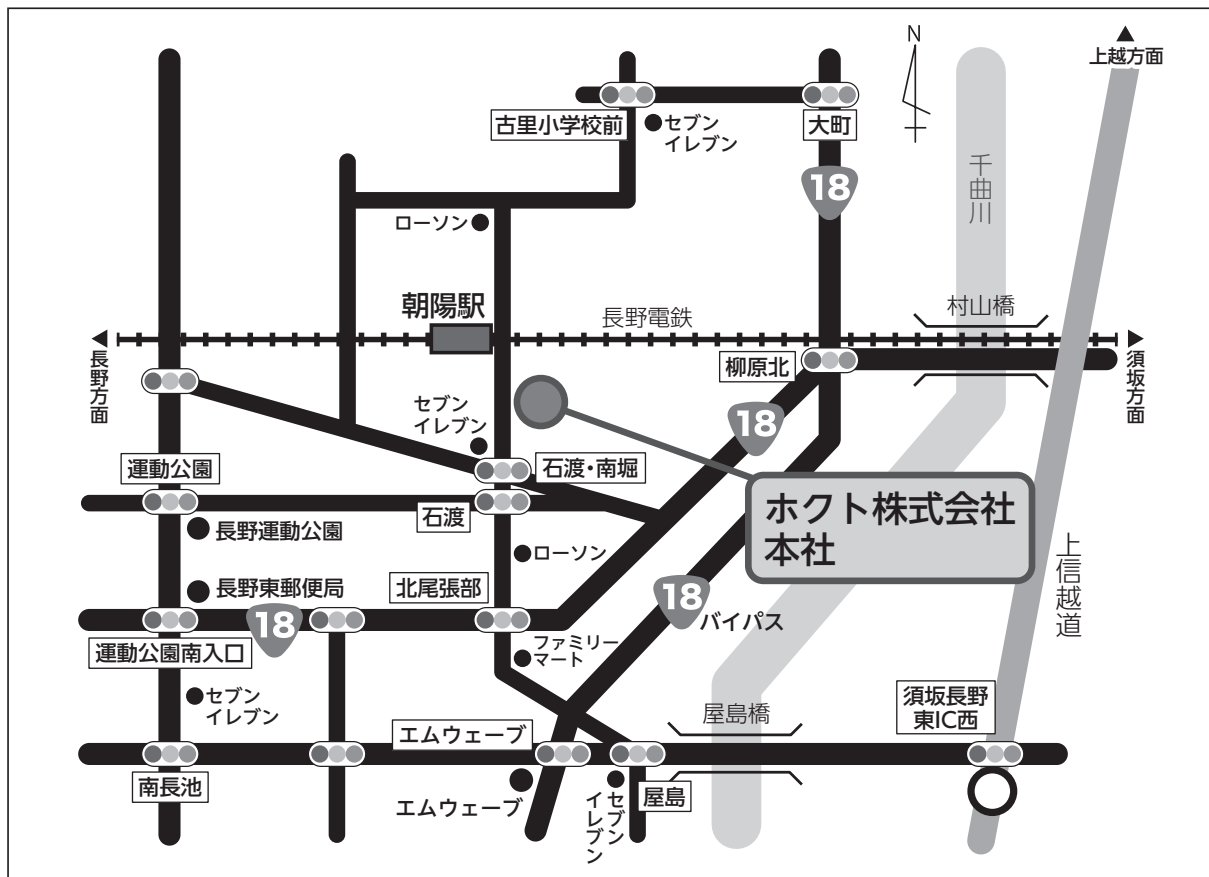
2025年5月28日

ホクト株式会社 監査役会

常勤監査役	神	田	芳	夫	㊞
社外監査役	池	澤		実	㊞
社外監査役	竹	鼻	賢	一	㊞
社外監査役	土	屋	孝	二	㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場 長野県長野市南堀138番地1
 当社本社大会議室
 TEL 026-243-3111 (代表)
 私鉄 (長野電鉄) 朝陽駅下車 徒歩3分